

議第 27 号

呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

呉市老人福祉センター条例（昭和 50 年呉市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">呉市老人福祉センターみはらし荘</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市警固屋 8 丁目 1 7 番 1 号</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">呉市老人福祉センター広西集会所</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市広横路 4 丁目 1 番 4 7 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第 7 条 センターのうち、<u>呉市老人福祉センターみはらし荘（以下「みはらし荘」という。）又は呉市老人福祉センター安浦内海会館（以下「安浦内海会館」という。）を使用しようとする者（安浦内海会館については、第 4 条第 2 号に掲げる者に限る。）は、1 日につき次に掲げる額の範囲内で、規則で定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、指定管理者にみはらし荘の管理を行わせる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) みはらし荘 300 円</u></p> <p><u>(2) 安浦内海会館 15,070 円</u></p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第 7 条の 2 <u>みはらし荘を使用しようとする者は、前条ただし書に規定する場合は、みはらし荘の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理</u></p>	名称	位置	呉市老人福祉センターみはらし荘	呉市警固屋 8 丁目 1 7 番 1 号	呉市老人福祉センター広西集会所	呉市広横路 4 丁目 1 番 4 7 号	略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">呉市老人福祉センター広西集会所</td> <td style="border: 2px solid black;">呉市広横路 4 丁目 1 番 4 7 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料)</p> <p>第 7 条 センターのうち、呉市老人福祉センター安浦内海会館（以下「安浦内海会館」という。）を使用しようとする者（第 4 条第 2 号に掲げる者に限る。）は、1 日につき <u>15,070 円</u> の範囲内で、規則で定める使用料を市長に納付しなければならない。</p> <p>第 7 条の 2 <u>削除</u></p>	名称	位置	呉市老人福祉センター広西集会所	呉市広横路 4 丁目 1 番 4 7 号	略	
名称	位置														
呉市老人福祉センターみはらし荘	呉市警固屋 8 丁目 1 7 番 1 号														
呉市老人福祉センター広西集会所	呉市広横路 4 丁目 1 番 4 7 号														
略															
名称	位置														
呉市老人福祉センター広西集会所	呉市広横路 4 丁目 1 番 4 7 号														
略															

<p>者に支払わなければならない。</p>	
<p>2 利用料金の額は、前条に規定する額の範囲内で、当該指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p>	
<p>3 利用料金は、当該指定管理者にその収入として収受させる。 (使用料等の減免)</p>	<p>(使用料の減免)</p>
<p>第7条の3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。ただし、指定管理者にみはらし荘の管理を行わせる場合は、この限りでない。</p>	<p>第7条の3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>
<p>2 前項ただし書に規定する場合において当該指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。 (使用料等の返還)</p>	<p>(使用料の返還)</p>
<p>第8条 既納の使用料又は利用料金は、返還しない。ただし、市長又は当該指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

付 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(提案理由)

呉市老人福祉センターみはらし荘を廃止するため、この条例案を提出する。